

4月1日から、多くの病院で医療費の領収書が様変わりする。受けた治療法や検査、薬の名前が全部記される。

診療報酬請求明細書（レセプト）と同様の情報だ。旧厚生省は「診療内容が患者にわかると、治療に悪影響を及ぼしかねない」と拒んでいた。

流れを変えたのは患者や家族の怒りだ。でたらめな病名で健康な子宮や卵巣を摘出されたり、必要のない薬の投与でわが子を失ったりする被害が相次いだ。

「自分が受けた診療の情報は自分のもの」という訴えが強まり、1997年に当時の小泉純一郎厚相がレセプト開示を認めた。だが医師側の了承があるため、その後も開示しない医療機関があった。

4月からは支払い窓口で、レセプト並

みの領収書が原則義務となる。患者が断らない限り、発行される。

「患者が医師と情報を共有し、医療を変える手段になりうる」と大阪府立高の教諭、勝村久司さん（48）は喜ぶ。

長女星子ちゃんを20年前、生後9日で亡くした。出産時に妻（48）に投与された薬が原因。裁判を起こして翌年やっと、薬の名前や危険性がわかった。

情報開示を求める市民活動に力を注いだ。5年前には政府機関の委員に選ばれ、「詳細な領収書を患者全員に無料で発行を」と主張。任期が終わる1年前に、やっと実った。

星子ちゃんが存命なら、今年二十歳。成人までかかった努力の成果を、社会全体で生かしたい。

〈岡本峰子〉